



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2013年5月(第14号)

今年は梅雨入りが全国的に早いようですね。じめじめした日が続きますが、気持ち
は爽やかに過ごしたいものですね。

「事務所だより5月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。
掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。

この号の内容

- 1 労災保険の特別加入をご
存知ですか？
- 2 健康保険・厚生年金保険料
の見直しの時期です
- 3 障害者雇用状況報告書を
提出しましょう
- 4 当事務所から

労災保険の特別加入をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給
付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状
況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認め
られる中小企業の事業主等には特別に任意加入が認められています。今
回はその加入者の範囲、手続きおよび保険料についてご紹介します。

■ 特別加入者の範囲

- ①金融業・保険業・不動産業・小売業であれば 50 人以下、卸売業・
サービス業であれば 100 人以下、それ以外の業種であれば 300 人以下
の労働者を常時使用する事業主
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や
中小事業主以外の役員等）

■ 加入手続き

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
 - ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが
必要です。

■ 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365日）にそれぞ
れの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。給付基礎日額
とは、労災保険給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて都
道府県労働局長が決定します。

【詳しい内容はこちらをクリック】



[http://www.mhlw.go.jp/new-
info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-5.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-5.html)

健康保険・厚生年金保険料の見直しの時期です

健康保険、厚生年金保険は毎年7月1日時点の加入状況で保険料の見直しを行うことになっています。6月に日本年金機構から「報酬月額算定基礎届」が郵送されますので、各会社は7月10日までに届出をします。（健康保険組合および厚生年金基金の加入事業所についてはそれぞれより「報酬月額算定基礎届」が届きます）

「報酬月額算定基礎届」では7月1日時点の全被保険者について4月から6月までの報酬を申告し、新たに標準報酬月額を決定します。このように決定し直された標準報酬月額は原則1年間（9月から翌年8月まで）固定となり、納める保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となります。



障害者雇用状況報告書を提出しましょう

雇用する常用労働者数が原則50人（特殊法人にあつては43.5人）以上の会社は、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の雇用状況を報告する義務があります。7月15日までにハローワークに「障害者雇用状況報告書」を提出することになっています。

また、この届出と一緒に覚えておいていただきたいのが高年齢者雇用状況報告です。こちらはすべての会社に届出義務があり、6月1日現在における定年及び雇用継続制度の状況、その他高年齢者の雇用に関する状況を「高年齢者雇用状況報告書」に記入のうえ、7月15日までにハローワークに提出します。

両報告書とも6月1日現在の状況を7月15日までにハローワークに提出する点が共通しています。早めに準備をして忘れずに届出をしましょう。

当事務所から



事務所だより5月号はいかがでしたか。

掲載する内容の選定については、毎回、当事務所で最近お客様からお問い合わせが多かった内容を1つ以上盛り込むことにしています。問い合わせがあるということは、比較的関心が高いということですから、掲載することによって皆様のお役に立てるのではと思っています。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美